

自動車整備技能登録筆記試験を受験される方へのご案内

令和4年5月25日付で『新自動車整備士制度』が交付されました。

自動車整備士資格を取得するには、学科試験及び実技試験に合格する必要があります。

このうち実技試験においては、当会技術講習所（二種養成施設）の講習を修了することで実技試験が免除となり、学科試験及び実技試験の免除申請を国に行うことで自動車整備士の資格を取得することが出来ます。

令和9年1月1日より、新自動車整備士制度が施行されることにより、当会で実施しております自動車整備士講習は、令和8年10月から新自動車整備士制度に基づき実施することとなりますので、令和7年3月以降実施される登録筆記試験の受験については注意願います。

令和8年10月から旧自動車整備士制度に基づくの整備士講習は実施されませんのでご注意ください。

令和6年度以降は整備講習を受講してから、登録筆記試験を受験するようお願いいたします。

登録筆記試験に合格しても、自動車整備士資格の取得が出来ない場合があります。

新しい整備士資格体系は以下の通りです。（令和9年1月1日施行）

（1）資格体系の改正

	自動車整備士の種類 （※電子制御の内容を含む資格）		自動車整備士の種類 （※電子制御の内容を含む資格）
一級	一級大型自動車整備士（※）	→	一級自動車整備士（総合）（※）
	一級小型自動車整備士（※）		一級自動車整備士（二輪）
	一級二輪自動車整備士		
二級	二級ガソリン自動車整備士	→	二級自動車整備士（総合）（※）
	二級ジーゼル自動車整備士		二級自動車整備士（二輪）
	二級自動車シャシ整備士		
	二級二輪自動車整備士		
三級	三級自動車シャシ整備士	→	三級自動車整備士（総合）
	三級自動車ガソリン・エンジン整備士		三級自動車整備士（二輪）
	三級自動車ジーゼル・エンジン整備士		
	三級二輪自動車整備士		
特殊	自動車タイヤ整備士	→	自動車タイヤ整備士
	自動車電気装置整備士		自動車電気・電子制御装置整備士（※）
	自動車車体整備士		自動車車体・電子制御装置整備士（※）

（2）当県の自動車整備士講習の予定表

令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
岐阜 3基・3し	岐阜 3基 3か 2か	岐阜 3基・3し	岐阜 3基 3か 2か	岐阜 3基・3し	岐阜 3級総合 2級総合	岐阜 3級総合	岐阜 3級総合 2級総合
多治見 2か		多治見 3基・3か		多治見 2か		多治見 3級総合	
飛騨 3基・3か		飛騨 2か		飛騨 3基・3か		飛騨 2級総合	

※ 旧制度 3基：3級基礎、3し：三級シャシ、3か：3級ガソリン、2か：2級ガソリン

※ 新制度 3級総合：3級自動車整備士（総合）、2級総合：2級自動車整備士（総合）